

橋りょう定期点検結果

令和8年2月1日時点

橋りょう名	判定区分	橋りょう名	判定区分	橋りょう名	判定区分
東北浦橋	Ⅱ	くぬぎ橋	Ⅱ	末広橋	Ⅰ
桂橋	Ⅱ	もみじ橋	Ⅱ	しろがね橋	Ⅰ
北裏橋	Ⅰ	うど橋	Ⅰ	無名橋9（本村公園橋）	Ⅰ
菊田橋	Ⅰ	独歩橋	Ⅰ	本村橋	Ⅰ
無名橋1	Ⅰ	松美橋	Ⅱ	本村南橋	Ⅰ
西北浦橋	Ⅱ	大橋	Ⅰ	睦橋	Ⅱ
無名橋2	Ⅰ	八丁橋	Ⅱ	中之橋	Ⅱ
更新橋	Ⅰ	桜一の橋	Ⅰ	さつき橋	Ⅱ
西窪橋	Ⅰ	めがね橋	Ⅰ	無名橋10（無名4号橋）	Ⅰ
無名橋3	Ⅰ	桜二の橋	Ⅰ	巽橋	Ⅰ
三郡橋	Ⅱ	よろず橋	Ⅰ	新設1	Ⅰ
千川橋	Ⅰ	美園橋	Ⅱ	新設2	Ⅰ
樋口橋	Ⅱ	千歳橋	Ⅱ	無名橋11	Ⅰ
新橋	Ⅰ	寿橋	Ⅰ		
曙橋	Ⅲ	無名橋8（花の通学路）	Ⅱ		

〔 判 定 区 分 〕

区 分		定 義
Ⅰ	健 全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態